

# 政経研究時報

No. 20-1 (2017. 9)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel. 03-5683-3325 Fax. 03-5683-33

26

E-mail: <http://www.seikeiken.or.jp/>  
office@seikeiken.or.jp

## 【目次】

公益財団法人政治経済研究所 公開研究会 (2017年9月9日)	
核兵器と憲法—朝鮮半島の核危機をどうみるか? .....	浦田賢治... 1
公益財団法人政治経済研究所 公開研究会 (2017年5月20日)	
危うさの中の暴走—アベノピックス都市再生 .....	岩見良太郎... 7
公益財団法人政治経済研究所 現代経済研究室研究会	
タックスヘイブンとオフショア金融の研究 .....	坂本暉正... 13
2017年度第1回 定例研究会 金融問題研究室研究会 合同研究会	
近年における中国シャドーバンキングの変化—銀行理財商品を中心として— .....	孫智... 17
公益財団法人政治経済研究所 設立70周年連載企画	
「政経研と私」 .....	齊藤壽彦... 22
研究所の動向 (2017年1月～3月) .....	23

公益財団法人政治経済研究所 公開研究会

## 核兵器と憲法

### —朝鮮半島の核危機をどうみるか?—

浦田賢治

(うらた・けんじ 政治経済研究所監事・早稲田大学名誉教授・国際反核法律家協会副会長)

## I いま、「核兵器の世界」は どうなっているか?

端的に言えば、核兵器禁止条約を支持する勢力と核戦争も辞さないぞという勢力が、せめぎあっている。

片や条約という国際法規範を重視する非核保有国(122カ国)の賛成で7月7日、核兵器禁止条約が採択された。この条約は、国連加盟国の多数派が、国連安保理(5)の拒否権行使を封じ込めて核兵器に悪の烙印をおした。前文と第4条で「核兵器のない世界」実現への希望を示した。草案の審議過程で非同盟諸国の主張を容れて、核兵器「使用の威

嚇」も禁止された(1条d項)。その結果、核抑止論が否定された。また「他国の行為への加担」も「他国に加担を求めること」も禁止された。その結果、「核の傘」も禁止された(1条e項とf項による)。

ニューヨーク国連本部で9月20日現在すでに50カ国が署名した。これら50カ国の批准を経て、来年にも発効する見通しとなった。日本政府は署名しないと、河野外務大臣が記者団に回答したことに對して、署名式に参加した日本被団協代表委員の田中熙巳氏は、(河野外相の)「考え方に期待していたが、期待していたものとは違う。非常に残念」と述べたという。

他方に、法を無視して力を振りかざす核保有国や同盟国など、NATOや日本、韓国、豪州など30カ国あまりがある。これら核兵器

の力に頼る国々には、どうだろうか。敢えて言えば、条約と国際法を信頼するよりも暴力の支配力を信じる法ニヒリズムが浸透している。9月19日国連総会で、核超大国の大統領トランプは、40分を超える大演説で“米国と同盟国を守らなければならない場合、北朝鮮を完全に破壊するほか選択肢はない”と述べて、法ニヒリズムの顕著な実例を示した。国際紛争の平和的手段による解決原則(国連憲章第2条3項)も、自衛権行使の例外原則(第51条)も、眼中に無いかのごとく。これも核問題での特殊な情報戦のひとつである。

北朝鮮(DPRK:朝鮮と略称する)は、イスラエル、インドとパキスタン、この3カ国と並ぶ核武装国である。核保有国や同盟国などは、これら3カ国を非難することは無く、これらと差別して専ら朝鮮の核実験とミサイル開発を糾弾している。核兵器国のダブルス・タンダード政策と呼ばれているものだ。

では朝鮮の側ではどうかと見れば現在、水素爆弾の開発と北米大陸にとどく弾道弾(ICBM)の開発、この双方で成功したという。だが事実に即してみれば、この「成功」は誇大宣伝であって、科学的真実だという証明はまだなされていないのではなかろうか。

しかし別の観点でみると、朝鮮の核兵器の爆発力は、米ロを含む核兵器の爆発力を100とした場合、その0.1パーセントにしかならないとも言う。かつて爆発力で相互確証破壊(MAD)を認められた米ソ、米ロの場合とは大違いである。新しい事態が生じている。この新事態の解決は、過去を謙虚に振り返り反省しつつ、新たな認識に立って最も適切な対応策をもとめていると思われる。

さらに注意しておきたいことがある。それは、電子情報を使った情報操作がきわめて有力になったことだ。昨年は“ポスト・トゥルース(post-truth 脱真実)の政治”という言葉が瞬く間にはやった。イギリスのEU離脱是非を問う国民投票(Brexit)で偽情報が出たとか、米国大統領選でトランプ候補はプーチンのロシアと手を組むようだとか、こうした真実性を疑われる情報が多くなされた。朝鮮をめぐる情報戦を読む場合、虚構と事実、修辞と現実性を識別できる能力が必要である。

## II 核時代とは何だろうか？

核兵器の時代を意味する。だがやがてして、核兵器と原発が「核の連鎖」で繋がっている事実を知るようになる。そこで核兵器と原発に象徴される科学技術文明が世界を支配する

時代を核時代と呼ぶようになった。

(1) 核時代の始まりは広島・長崎への原爆投下でなく、トリニティ実験だという説を支持する。核兵器を科学者の眼で捉える立場にたつからだ。1945年7月16日、トリニティ実験での核爆発の成功に立ち会った科学者たちは、そこで「世界の死」を見た(科学者の知見と予見)。ドイツが降伏したあと、科学者たちは原爆の製造にも使用にも反対した。ルーズヴェルトはこれを無視した。トルーマン政権は原爆使用を決断した。政治家・軍人たちの無知と無責任ぶりを知ることが重要だ。

核時代の事実検証を、マンハッタン計画から始めよう。当初の本部がニューヨーク市のマンハッタン島に置かれていたため、「マンハッタン・プロジェクト」とされた。アインシュタインの要請で、ルーズヴェルト政権が始めたこの計画。それは戦後の1947年まで8年間、原子力委員会に引き継がれるまで続いた。その特質をわたしは、次の4点に絞っておこう。

- 1/ 軍事秘密であって、公式憲法の制約が及ばない世界での出来事だった。
- 2/ 科学技術文明の象徴であって、15万人の科学技術者を集め、20億ドル(\$2 billion) (2011年現在の貨幣価値換算(米ドル)230億ドル:円換算2兆3000億円~3兆円?)を費やした。
- 3/ 政府と私企業が安全保障のコングロマリットをつくった。これが後の軍産複合体となる。
- 4/ トルーマン政権が原子爆弾の使用決定をした[核戦争]。ヒロシマ・ナガサキという人類未曾有の事態をもたらした。

(2) 原爆使用の決定は一度だけだった。しかし原爆は冷戦を生み出した。冷戦の始まりはイラン危機だ。米国が1946年にソ連に核攻撃をするぞと圧力を与えた。二つ目はドイツのベルリン危機だった(1948-1949)。米国は原爆を搭載したB-29爆撃機でソ連が封鎖するベルリンへの空輸を守った。

(3) 核時代の世界秩序の枠組み。その特質は戦勝国(米・英・ソ連など)が戦敗国(独・伊・日本など)を支配する構造であり、また戦勝国連合の間では“平和共存”と冷戦の構造でもある。国連憲章の形成もなされた(1944~45年)。

ところで朝鮮半島の38度線と分断国家の形成については諸説がある。けれども、ヤルタ会談の取り決めに基づきソ連は、1945年8

月 9 日、日本（大日本帝国）に宣戦布告して満州国と朝鮮半島北部に侵攻を開始した。アメリカは、半島を「北緯 38 度線まで暫定分割する」という案をソ連側に提示し、8 月 16 日にソ連はこれに同意した。8 月 17 日、一般命令第一号（英語版）によって 38 度線以北の日本軍はソ連軍（赤軍）に、以南はアメリカ軍に降伏する旨決定された。この命令はポツダム宣言を受諾した日本に伝達され、9 月 2 日の降伏文書調印後に大本営によってこの方針が指令された。こうして米国とソ連がそれぞれ支援する南北分断国家が形成された。

（4）朝鮮戦争と核兵器。朝鮮戦争は、国連筋によると 1950 年 6 月 25 日に北朝鮮の侵攻で始まった。西側陣営諸国中心の国連軍（国連総会の承認によるもので、実質は米軍）と 1949 年 10 月建国間もない中華人民共和国とが参戦した。3 年間に及ぶ戦争の後、1953 年 7 月 27 日に国連軍と中朝連合軍が休戦協定に署名し休戦に至った（韓国は参加していない）。これは終戦ではなく、休戦状態である。そのため名目上は現在も戦時中である。韓国と朝鮮の間、及び朝鮮と米国との間に平和条約は締結されていない。だから緊張状態は解消されていない。事実、休戦以来、協定に定めた撤退の約束はまもられていない。米国は休戦協定という撤退をせず居座って、原子力空母を含む軍事演習を続けて威嚇している。核抑止力を見せ付けている。他方、朝鮮は韓国への領空・領海侵犯、砲撃を行い、また韓国や日本の国民を拉致している。

朝鮮戦争では、将軍カーチス・ルメイは戦略空軍司令官として、朝鮮の都市や農業ダム、農村地帯に対し、無差別爆撃を強行、人口（約 1000 万人）の 20% に相当する約 200 万人を死亡させている。ルメイ将軍による日本列島諸都市への焦土作戦で死者 50 万人をだしたが、これをはるかに上回る数字である。この事実はほとんど知られていないという。

また連合国最高司令官ダグラス・マッカーサーは、1951 年 4 月、北朝鮮の背後にある中ソを攻撃するために、中国大陸での原爆使用をトルーマン大統領に進言したという。しかし、トルーマンは原爆使用を許可しなかった。平和擁護世界大会が、1950 年 3 月に原子兵器の無条件使用禁止を求めたストックホルム・アピールを決議した。これが世界ですばやく 5 億に及ぶ署名を集めた。これによって原爆使用はできなくなったと、米国政治家のキッシンジャーは回顧録に書いた。

### III 核抑止とは何だろうか。

核時代の 15 年目にしてようやく、核抑止の理論というものが世に現れた。例えばアメリカの物理学者ハーマン・カーンの『熱核戦争論』（1960 年）である。米国が攻撃されたら、水素爆弾で人類絶滅にも通じる反撃をすると威嚇する。こうした熱核戦争の恐怖のもとで、核兵器の使用は抑止されてきたという言葉、これが核抑止論だ。

しかしながら冷戦下で持続されてきた核攻撃の威嚇とは、どんな事実なのだろうか？

（1）ベトナム戦争。15 年に及んだ戦争（1960-75）で、アメリカは敗北した。1968 年と 1969 年に核攻撃の威嚇をしたにもかかわらずだ。だがトンキン湾事件を機に、米大統領ジョンソンは議会から戦争遂行権限を付与され、戦争介入を拡大した。しかし 71 年に、ダニエル・エルズバーグが暴露した国防総省秘密報告書（ペンタゴンペーパーズ）によると、この事件は米軍と南ベトナム軍が計画した謀略だったと判明している。

キューバ危機。これは 1962 年ソ連のフルシチョフ政権がキューバにミサイル配備することを機に起こった。前年のベルリンの壁の建設と並んで、東西冷戦の中での米ソの平和共存が崩れる危機となった。だが、1962 年 10 月 27 日、米国のケネディ政権がソ連の自制行動を評価した結果、核戦争の危機は回避された。ソ連崩壊後の米ロ両国の情報公開によって分かったこと、それはキューバ危機の時点で、ソ連は既にキューバに核ミサイル（ワシントン射程に置く中距離核弾頭ミサイル R12、R14、上陸軍を叩く戦術短距離核ミサイル「ルナ」）を 9 月中に 42 基（核弾頭は 150 発）配備済みであり、グアンタナモ米軍基地への核攻撃も準備済みであったことだ。さらに、キューバ軍の兵士の数は、アメリカ側の見積りより数千名ではなく、4 万名だった。しかし空軍参謀総長になっていたルメイは、「圧倒的な兵力」と間違っと思込んだ軍事力で、ソ連を屈服させるのが可能だと思っていた。もし、フルシチョフの譲歩がなく、ルメイの主張通り、キューバのミサイル基地を空爆したなら、残りの数十基の核ミサイルが、米国本土に向けて発射されただろう。とすれば核戦争によって、世界は第三次世界大戦に突入していた可能性が非常に高いとされている。

（2）現在の朝鮮危機での核抑止。1993 年 5 月、朝鮮が準中距離弾道ミサイル「ノドン 1」を日本海に向けて発射した。約 2 週間後の 6 月 11 日、米朝共同声明が発表され、北朝鮮

は今後も核拡散防止条約（NPT）を遵守する意志を示した。米大統領クリントンは1994年、“朝鮮が核兵器を開発し、使用すれば北朝鮮は終わりだ”と警告して在韓米軍の増強に着手。極秘に先制攻撃までも検討したという。だがこの事実が日米同盟に及ぼした核心問題は、まだ明らかにされていない。94年6月、元大統領ジミー・カーターが訪朝し、国家主席金日成と会談した。まもなく死去した金日成の後継者・金正日は、朝鮮の国際原子力機関（IAEA）からの脱退宣言をした。だが、10月には米国と「枠組み合意」を締結した。朝鮮での核開発を凍結し、米国との国交正常化（平和協定締結）への道筋を定めたのだ。しかしこの米朝枠組み合意は当事者間で履行されずに終わった。

その後2002年9月17日、日朝平壤宣言が発表された。当時外務省審議官だった田中均氏が約1年間極秘のうちに接触と交渉を続けて、小泉純一郎総理と金正日国防委員長が平壤で出会い会談を行うお膳立てをした。4項目の合意事項を含む宣言では、国交正常化の早期実現、植民地支配へのお詫びと経済協力、“拉致”問題の解決、これらに続いて、核及びミサイルの問題に言及した。すなわち日朝双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、朝鮮側はこの宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

しかし拉致問題ひとつとっても、双方の言い分はそれぞれあるが結局、日朝平壤宣言も履行されなかった。そこで北京で「六カ国協議」（2003年8月～07年3月）が開催された。朝鮮、韓国、日本、中国、米国、ロシアの6カ国が参加した。2005年9月の共同声明で、朝鮮は、すべての核兵器および既存の核計画を放棄すること、脱退を宣言していた核不拡散条約（NPT）への早期復帰を約束した。米国は、朝鮮半島に核兵器を持ちこまず、朝鮮に対して核兵器や通常兵器による攻撃または侵略の意図がないことを確認した。米朝両国は国交正常化への措置を取ることも約束した。朝鮮と日本は、日朝平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し、懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化することを誓った。しかしその後朝鮮が、米国の金融制裁を理由に協議参加を拒否した。

2005年2月、朝鮮は核兵器の保有を宣言。06年7月には長距離弾道ミサイルを発射。その後2006年10月、朝鮮が初の核実験をおこなった。

2011年12月以降、金正恩政権になっても

朝鮮は国連安保理の制裁決議を受けながら、しぶとく核実験とミサイル開発を展開した。今年8月には北海道上空をミサイル「火星12型」が通過、9月3日には6度目の「ICBM用」の核実験を実施した。自立・自衛のため「核抑止力拡大措置を加速」していくと述べている。

こうしたなか、専門家は『北朝鮮と核兵器：抑止の新しい時代にはいる』（2017年）と書いている。朝鮮半島の抑止は限界に近づいている。要するに、抑止は戦略としては、とりわけ複雑である。理論的にいえば抑止は、想定されしかも壊滅的な結果を引き起こすことを敵がしないようにするための脅威だ。もし当事者双方が同じ事を考えるなら、安定化させる抑止と呼んで差し支えないようなひとつの均衡がうまれるものだ。しかし現実を語るならば、抑止を促進するのではなく、実際には抑止を妨げるところの、多くの要素が存在するという。

核不拡散条約体制が世界に広まり、また他方、核兵器を使用しない事態が72年間続いた。いわば「核タブー」が生まれているが、しかし現在米国の世論調査では核兵器使用を是認し、「核タブー」を破る動きをみせているという。さらに米国では、核抑止の力とイデオロギーは衰退から破綻へと向かっているのではなかろうか。朝鮮の核開発問題への対応力の衰えがその兆候ではなかろうか。一步踏み込んだ追加制裁を加える国連安保理決議（9月11日）に、朝鮮は「全面的に排撃する」と反発した。だが決議には、朝鮮情勢の「平和・外交・政治解決を強調する」項目を含んでいる。しかし従来、制裁の実績は非核化と平和協定の実現へと向わなかった。この歴史的事実の深刻さを痛感する。

#### IV 核兵器の問題を読む上で、憲法とは何だろうか？

わたしは憲法学から見て、憲法には“公式憲法”と非公式の“政治憲法”、これら2つの要素がふくまれていて、両者はそれぞれの役割を果たしていると考えられる。これを「二重憲法」と呼んで、このような“憲法思考モデル”の設計を試みた。

##### (1) アメリカ憲法

アメリカの非公式憲法の特徴は、巨大な多国籍企業体の支配力にある。そのもとに、金融界、軍産複合体、シンクタンクなどが政治的意思決定を主導するシステムであって、秘密性をともなうという特徴がある。またこれとは別に、深層憲法という観念も良く知られ

ていて、そこではワシントン DC とウォール・ストリート、それにシリコンバレーが加わった複合体が権力の主体だという。しかしいまは、アメリカの公式憲法に絞って要点を述べておきたい。

身近な事例として、「北朝鮮対応策は今後どうなるか」というものを設定する。対応策①は、米国・日本流の圧力強化であり、対応策②は韓国・中・ロを含む対話路線の追求だ。だがある意味で両者を越えて③軍事力行使がありうる（参照：8月11日、大統領トランプによる軍事力行使の発言）。例えばトランプ政権は朝鮮の核・ミサイル施設に限定空爆をして、短期決着をはかる。これに対して朝鮮は、残余の戦力でもって反撃し「ソウルを火の海に」する。米国の同盟国日本の軍事基地や原発にも報復攻撃がありうるとする。

この事例では、公式憲法の要請に忠実であることがもっとも重要である。以下はその説明である。

米国憲法第2編[執行部]第2節1項により、大統領は合衆国軍隊の総指揮官である。だが大統領はこの指揮権を根拠に宣戦布告なしで戦争を開始できることが慣例的に定着している。しかしベトナム戦争の経験から生まれた1973年戦争権限決議（War Powers Resolution）決議がある。議会への事前説明の努力、事後48時間以内に議会に報告する義務、60日以内の議会承認の必要などを定めている。

核兵器使用に関しては「2名承認のルール」がある。一人は大統領で、もう一人は国防長官である。もし国防長官が承認しなければ、大統領は國務長官に次ぐ資格者として承認する者に要請できる。しかしながら、（閣僚の中で）とりわけ副大統領は憲法修正第25条（1965年7月6日連邦議会が発議し、67年2月10日成立）の4項の定めにしたがって、臨時大統領として職務をおこない、大統領の核使用命令権行使を封じ込めることができる。現在、こうした憲法運用の縛りがかかる動きも議会や知識人の間にある。

## (2) 日本憲法

さて日本の公式憲法には、平和の3原則がある。前文で“全世界の国民の平和的生存権”を確認した（第1原則）。9条1項で“制度としてのすべての戦争”を放棄し、武力の行使も禁じた（第2原則）。9条2項で①完全かつ全面的な軍備の縮小と撤廃、②交戦権の否認をした（第3原則）。平和原則と同時に、主権に関わる民主原則と、人権にかかわる法の支配と権力分立の原則もある。

政治憲法は、(1)サンフランシスコ講和体制（日米同盟）の枠組みのもとにある、(2)大日本帝国憲法の原理を継承している（天皇制の文化）、(3)日本国憲法の平和・民主原則を実現する国民・市民の努力が持続しているという、こうした3者の矛盾と均衡の関係として存在している。権力の実体は、核支配のコングロマリット conglomerate、“核安保複合体”、“原子カムラ”、“ジャパン・ハンドラー”、“情報戦のタクスフォース”といわれるもので構成されている。その運用には米軍の軍事占領による“征服者の支配思考”が残り、1953年には沖縄に戦術核が配備された。1958年から1960年の日米安保条約の改定交渉、ならびに1969年の沖縄返還交渉で、「核持ち込み」密約および「戦闘作戦行動のための基地使用」に関する事前協議制度があり、また日米安全保障協議委員会（2+2）の下部組織、核兵器関連の官産複合体（原子力産業）などが活動している。

そこで公式の憲法原則を実現するには、政治憲法の総体を吟味し解体する革命的変革を要する。そのためにも、まずもって非戦・非同盟・非核の運動と反核世論を強めることが必要である。非暴力防衛戦略日本版に依拠して日本国憲法の普遍性を世界に向かって勇敢に説くこと。それには、大局的かつ長期的な課題を扱う憲法原理論の構築が必要である。だがこれと区別して当面、憲法政策論や憲法技術論、さらに憲法運動論が必要だ。しかしながら核兵器問題について、国の内外でも例外をのぞいて、これらの憲法研究はほとんど見るべき成果がみあたらない。憲法研究者の任務は重大である。

朝鮮問題への具体的対応策については省略するが、軍事力行使の選択肢はとりえない。戦争放棄した日本国憲法の原理に照らして、“日米同盟”の悪しきサーバント（従者）役をつとめるのを認めてはならない。

## V 結語—3点にまとめる

“核時代”とは人類史の最先端期にあるきわめて短いものだ。それは帝国の安全保障追求の論理と地球生命圏の死滅を是認する論理、この2つの矛盾を内包している。この「囚人のジレンマ」から解放され、“核時代”を終わらせること、これが学問上も緊急かつ重要な課題である。

金正恩政権が自衛のために核抑止力をもつことと、米帝国が超巨大な核兵器システムを運用することとは、「核兵器の世界」の現在と未来にとって決定的な違いがある。だが核兵器と運搬手段をもつことで自衛できるとい

う言説にはそもそも無理がある。虚構と事実、または修辞と現実性を見極めることが、学問の役割である。

“憲法思考モデル”設計の試行として、公式憲法と非公式の政治憲法からなる「二重憲法」という方法論を提示した。

## VI コメント

以上の研究報告について多くのコメントや意見表明・質問が活発になされた。

まず山田寿則氏（明治大学兼任講師）がコメントした：核兵器禁止条約に非同盟運動の立場から「使用の威嚇」が審議過程で書き込まれた。また国連憲章第2条3項の“国際紛争の平和的解決”を憲法学はどう活かすことができるか。さらに「二重憲法」モデルは国際法学でも使えるのではないか。

三浦俊章氏（朝日新聞編集委員）の意見：オーストリアの非核憲法律について、ウイン大学憲法教授から聞いた話は、今日の話と通底することに気がついた。

大内要三氏（日本ジャーナリスト会議会員）：いま現在、米朝のどちらが悪いというのではなく、両者の直接対話を求める市民の声をあげることこそ重要だ。

堀尾輝久氏（東京大学名誉教授）：9条地球憲章の思想運動を始めている者として、憲法の創造的解釈を認める「二重憲法」という方法論に共感した。

稲正樹氏（国際基督教大学元教授）：朝鮮半島を含む北東アジアの非核地帯条約作りには大いに意義がある。

河上暁弘氏（広島市立大学准教授）：核兵器とかかわって将来世代の権利を憲法11条や97条で根拠づけることができるのではないか。

北村実氏（早稲田大学名誉教授）：報告者のいう「二重憲法」論は、アリストテレスのいう「同名異義の虚偽」（オルガノン）を連想させる。日本政府の自衛権論は、この虚偽の実例だ。

これらの貴重な発言があったあと、最後に報告者はそれぞれを関連づけながら、長めのコメントをくわえた。（終）

\*

この記事は、公開研究会（2017年9月9日開催）の成果を紹介するものである。ただしそれ以後の重要事態にもふれて、9月21日に脱稿した（浦田賢治）。

### 主催者挨拶

鶴田満彦

（政治経済研究所 代表理事）

晴れた初秋の土曜日の午後、他にもさまざまなイベントがあるなかで公益財団法人政治経済研究所の本年度第2回の公開研究会にご参加いただいております。アカデミックな雰囲気と満ちた立派な会場を提供してくださった早稲田大学法学部教授会ならびに紹介の労をとられた今関源成教授および金澤孝准教授に感謝いたします。

政治経済研究所は、日中戦争中の1938年に設立された東亜研究所の後継組織で、日本国憲法誕生の1946年に創立されました。昨年は、創立70周年を迎え、記念講演会の開催、記念論文集の刊行などを行いました。政治経済研究所創立時の役員は、民法・労働法の末弘巖太郎理事長をはじめとして、大内兵衛、金森徳次郎、森戸辰男、平野義太郎ら戦後民主主義をインテレクチュアルな面で推進してきた人々で、現在、安倍首相のもとで戦

後レジームの全面的見直し・逆戻しが謳われていますが、政治経済研究所は、それとは対極的スタンスにあったわけです。わが研究所は、2011年には内閣府の認可を得て公益財団法人に組織替えし、社会の多くの人々に公益を提供する事業を行うこととなりました。今日の公開研究会も、そのような公益事業の一環として行われるものです。なお、政治経済研究所は、2002年以来、東京大空襲・戦災資料センターを併設しているのですが、今年は創立15周年記念のリニューアルを行っていきまして、リニューアル募金をお願いしています。個人は一口1000円ですので、多くの方々に応じていただければ幸いです。

さて、今日は、政治経済研究所初代の金森徳次郎監事の何代目かの後継監事であり、憲法研究の第一人者であるとともに、国際反核法律家協会副会長で、早稲田大学名誉教授でもある浦田賢治先生に「核兵器と憲法—日本と朝鮮：核戦争の危機をどうみるか」というテーマでお話いただきます。このプログラムを内定したのは、今年の4月か5月の理事会においてだったと記憶していますが、当時は事態が今日のような様相になるとはまったく予想していませんでした。現在の時点で考えて、怖い程タイムリーというか、緊急かつ切実なテーマであります。

わが国の隣国である北朝鮮は、今年に入ってからでも2月、3月、5月、7月、8月に弾道ミサイルの発射実験を行い、9月3日には、広島型原爆の10倍のエネルギーをもつと言われる核実験を強行しました。今日9月9日は、北朝鮮の建国記念日で、なんらかの記念的実験が行われるのではないとも言われていましたが、幸い現時点では、物理的な発射や爆発の実験は行われていないようです。トランプ米大統領は「あらゆるオプションズはテーブルの上にある」と言い、安倍首相は「今は対話ではなく、圧力を強める時期」と言っています。まさに一触即発の危機、少なくとも冷戦後最大の人類危機といってもいいでしょう。なぜ北朝鮮は、国連決議や包括的核実験禁止条約（CTBT）やこの7月に国連会議で成立したばかりの核兵器禁止条約を無視

して危険な実験を続けるのか？

日本国憲法の基本的スタンスは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」するとして、「戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認」をしているわけですが、現実の日本政府は、北朝鮮の公正と信義に信頼することはできないから、軍拡によって戦力を充実し、安保法制にもとづいて集団的・個別的交戦権を行使しようというものです。このままでは破滅的な戦争に至るリスクはかなり高いものになるでしょう。戦争ではなく、平和に至る道はどこにあるのか？現時点でその道がないとすれば、どのようにして道を作るのか？浦田先生のご報告を通じてまさに命がけで考えたいと思っています。ご報告後の活発な討論を期待します。

公益財団法人政治経済研究所 公開研究会

## 危うさの中の暴走 —アベノピックス都市再生—

岩見良太郎

(いわみ・りょうたろう 政治経済研究所主任研究員・埼玉大学名誉教授)

本稿は、5月20日の公開研究会における、  
筆者のレジュメに若干、手を加え、作成した  
ものである。

### はじめに—暴走するアベノピックス

#### ◆アベノピックスで勢いづく都市開発

いま、アベノピックス（アベノミクス＋オリンピック）をテコに東京大改造が急ピッチで進められている。

そこに見られるのは、行政総動員、異次元の開発自由によりバックアップされた、最大限の開発利益のみを求める大企業による大規模再開発である。

三菱地所による東京駅前常磐橋再開発計画はその象徴だ。高さ390メートル、容積率2,200%（都市計画法で認められている最高容積率は1,300%）、その延べ床面積は、都

心三区の年間オフィス供給床面積に匹敵する、68ヘクタールという規模だ。

#### ◆アベノピックス都市再生の危うさの構造

—人口減・高齢化社会にあらがうドーピング的都市再生

アベノピックス都市再生には、大きな危うさがある。森章・森トラスト社長は言う。「日本の潜在成長力が1%程度の状態であることを考えれば、(オリンピック後には)需給バランスが崩れ、日本経済がひっくり返るぐらいの異変が起きるのではないか」（『東洋経済オンライン』2015年9月14日）

しかし、その危うさのより深い構造は、成長ポテンシャルが低下する人口減・高齢化社会の下で、成長を維持するために、力技で都市改造を強行しようとする点に求められる。

本講演では、こうした問題意識に立って、アベノピックス都市再生のねらい、戦略、矛盾を、具体的事例にできるだけ即しながら明らかにしたい。

# I アベノミクス都市再生の ネライと戦略・都市像

## 1 アベノミクス都市再生のネライは何か

そのめざすところは、「世界と戦える国際都市の形成」（「日本再興戦略」）、「世界の都市・東京」「世界をリードするグローバル都市」（「東京都長期ビジョン」）の形成だ。では、なぜ、「都市」なのか。それは、都市が、イノベーション駆動装置としてとらえられているからだ。都市は、「産業の高度化に伴い、知識、情報、金融、サービス、文化等ソフト面の要因がより重要となるに従い、これらを、グローバルレベルで集めることができる装置」であり、それらの要因の相互作用によって、生み出される「イノベーションの場」なのだ。

都市がアベノミクス成長戦略において重視されるのは、こうした意味での「『都市』が、国際競争力を大きく左右する舞台となっている」（「国土のグランドデザイン 2050」）からにほかならない。

## 2 アベノミクス都市再生の戦略

しかし、いまや、少子高齢化の時代だ。では、人口減・高齢化により、ヒト、モノ、カネは乏しくなるという制約条件の下で、いかに首尾良く強力な都市を創り出していこうとするのか。アベノミクス成長戦略は、これに対し、二つの戦略で臨んでいる。

①国内のヒト、モノ、カネを最大限集中させる、②海外からヒト、モノ、カネを呼び込む、という二つの戦略である。それは、世界で最強の吸引力を持った都市、裏返せば、企業にとって世界一魅力的な都市＝「世界で一番企業が活動しやすい」（「日本再興戦略」）をつくりあげることには帰着する。

では、そうした都市再生戦略にそった、東京都市像とはいかなるものなのか。

## 3 環状メガロポリスから スーパー・メガリージョンへ

◆環状メガロポリス——石原・小泉都市再生の東京都市像

石原都政下の東京都長期計画「東京構想 2000 一千客万来の世界都市をめざして」（2000年12月で打ち出される）

都心の強化のため鈴木都政の7副都心分散政策を放棄し、都心最中への転換をはかったのだ。そして、強力な吸引力を備えた都心をつくり出すため、環状構造（三環状+成田・羽田空港機能強化）の創造がめざされたのである。

◆スーパー・メガリージョンへ——アベノミクス都市再生の東京都市像

環状メガロポリスは、最強の東京圏の創造をめざすものだが、安倍政権の下で、さらなる大都市圏の強化戦略として、スーパー・メガリージョンの形成が打ち出されるにいたった。それは、リニア新幹線によって結ばれる3大都市圏からなる「圧倒的国際競争力を有する世界最大」（「国土デザイン」）の超巨大大都市圏である。

スーパー・メガリージョンは、単なる地域ではない。バーチャルな情報空間と実体空間が二重化された地域である。そこには、科学技術に関わる情報のみでなく、人・モノの動きがリアルタイムで情報化され、超ビッグデータとして活用される。それは、イノベーションの空間であり、人がモノのように、24時間、情報管理され、制御される都市である。

スーパー・メガリージョンは、「日本の国際競争力を維持するためには、東京圏抑制ではなく、むしろ東京圏の国際競争力を強化」が必要という認識によって、さらなる東京圏の拡大強化、一極集中がめざされる。

では、「東京圏抑制に依らずに一極集中是正」をいかに図りうるのか。それを解決するキーワードは、「対流」である。すなわち、「面的な対流の創出こそが、国際競争力の強化を図りつつ、一極集中のリスクを軽減」するものである。なぜなら、「対流は双方向に生じるものであり、一極集中と正反対」（「首都圏広域地方計画」、2016年）であるからという説明だ。まさに言葉遊びだ。

このまやかしの対流促進という戦略から、対流拠点の強化とそのネットワーク化の強化がめざされることになる。

◆『運命の10年』——政府の危機意識

しかし、スーパー・メガリージョンという壮大なビジョンを掲げるにいたった現在、アベノミクスは、大きな不安にとりつかれている。冒頭でのべた、「危うさの構造」のもとで、ポスト五輪危機を乗り越え、環状メガロポリスから、スーパー・メガリージョンへの発展的移行が、はたして、成功裏にできるのかどうかという点だ。政府にとって、「この概ね2025年までの計画期間は、首都圏の将来を決する『運命の10年』とも言える」10年なのだ（「国土形成計画 首都圏広域地方計画」、2016年）。



## II アベノミクス 都市再生と都市計画 ——新自由主義（市場+集権）の都市計画

アベノミクス都市開発戦略の実現を担う都市計画は、以下のように特徴づけられる。

### 1 「選択と集中」の都市計画

◆なぜ「選択と集中」か

それは、「現下の厳しい財政状況を考慮すると、限られた財源の中で最大の効果を上げることを目指すべきであり、そのために選択と集中を進める必要がある。」（「国土のグランドデザイン 2050」、2014.7）からにはほかならない。

つまり、経済成長の足かせになる、地方、周辺地域、福祉、農業、……の切り捨て・効率的再編をおこない、そこから生み出される財源を大都市改造に回すのである。従来、国土開発計画に明示されてきた「国土の均衡ある発展」の理念は放棄されるにいたるのである。

◆方法としての「コンパクト+ネットワーク」（前掲、グランドデザイン）

「選択と集中」の都市計画において、駆使されるデザインツールが、「コンパクト+ネットワーク」である。それは、「コンパクト+ネットワークの考え方は、そのサービスの提供レベルに違いはあるものの、中山間地から大都市までのあらゆる地域に通じる」万能デザインツールである。大都市においては、現在、これによって、「コンパクトシティ」の名による公共施設再編、拠点再開発、道路づくりが、精力的に進められ、地域とくらしが脅かされている。

### 2 都市計画の強権化

——企業参加の強化と住民参加の弱体化

◆参加型から誘導型都市計画へ——新自由主義的都市計画

政策誘導型の都市づくりとは、東京都の文書のことばを借りれば、「めざすべき都市像を明確にするとともに、その目標に向かって都民、企業など多様な主体の参加と連携によって戦略的に進める都市づくり」（「東京の都市づくりビジョン（改定）」）といえる。それは、従来の、「需要・課題対応型都市づくり」＝「住民参加・提案型都市づくり」とは、真逆の行政主導・住民動員型の都市計画への転換を意味する。

なお、こうした都市計画の変質は、「計画から戦略へ」として、とらえることができる。これまでの静的な計画ではなく、トップが情

勢に応じて自由に都市開発戦略を組み換え、都市をダイナミックにつくりかえていくのである。2011年、地方自治法が改正され、都市計画の上位計画として機能していた総合計画が廃止されるにいたったのは、その象徴である。

◆都市計画法制度にみる企業主権の強化

住民参加の弱体化と裏腹に、都市計画における企業主権の強化がすさまじい勢いで進められている。

たとえば、見落とされがちだが、1999年の都市再開発法の改正。これまでの、住民の3分の2以上の同意があれば、知事は再開発組合の設立を「認可することができる」から、「認可しなければならない」に変更された。これにより、3分の2ギリギリで、再開発が強行されることが頻発するようになったのである。

また、会社施行市街地再開発制度が新設された。これにより民間企業が、収用権土を持つことになったのである。大規模再開発で多用される、事業協力者・特定建築者制度も見逃さない。たとえば、虎ノ門ヒルズ再開発では、森ビルが、後述のオリンピック選手村再開発では、企業グループが、この制度を活用。安価な所有地の払い下げ等によって、特別利潤を手にいれている。

さらに、後述するように、都市再生緊急整備地域、国家戦略特区によって、都市計画における企業主権の強化は極限まで進められた。

### 3 企業利益を生み出す都市計画

——都市計画規制緩和と公共事業

いまや都市計画は、都市の環境を守り創造するツールから、企業利益を生み出す、それへと大きく変質している。それに「貢献」しているのが、都市計画の規制緩和であり、公共事業・公的資産である。

◆様々な規制緩和手法——特定街区、高度利用地区、再開発等促進区、総合設計制度等

中曽根アーバンルネッサンス＝民活規制緩和の都市再生以降、実に様々な規制緩和手法が生み出されてきた。

容積率が緩和されれば、緩和率×敷地価額が開発業者の利益に上乘せされる。都市計画の規制緩和は、第二の「開発補助金」といえるのであり、ディベロッパーの大きな利益源泉となっている。

◆インフラ・公的不動産への寄生で特別利潤  
最近の都市再生において顕著なのは、イン

フラ・公的不動産が、大企業の利益のために貢がれていることである。

都有地を相場の1/10でディベロッパーに払い下げた、目黒区大橋ジャンクション再開発、晴海オリンピック選手村再開発は、そのわかりやすい例である。

最近、多くの注目を集めた豊洲新市場開発でも、東京ガスの利益をはかるため、都有地が投入されたことを見落としてはならない。土地区画整理手法をつかって、東京ガスの汚染用地と一等地である都有地が交換されたのである。くわしくは、拙著『豊洲新市場・オリンピック村開発の「不都合な真実」』をさりたい。

### Ⅲ 異次元の規制緩和 ——都市再生特区・国家戦略特区

#### 1 既存の都市計画の完全白紙化 ——都市再生特区

都市再生特区は、都市再生緊急整備地域内<sup>\*</sup>でのみ指定可能で、これにより、「都市再生への貢献」を口実に、すさまじい容積率規制緩和（2倍前後）がなされている。

<sup>\*</sup>都市再生緊急整備地域は、都市再生特別措置法（2002年）で制度化。イギリスのエンタープライズゾーン（サッチャー都市再生）の密輸入である。

都市再生緊急整備地域内では、企業による都市計画提案、その迅速な許認可対応が保障され、まさに、企業主権の都市計画がまかりとおっている。

### 2 国家と大企業野合の都市計画 ——国家戦略特区

いま加計学園問題で物議をかもしている国家戦略特区は、岩盤規制にドリルで穴をあけることをめざしたものであるが、都市計画についていえば、「国が自ら戦略的に都市計画を主導する地域」（日本再興戦略）として、位置づけられている。

国家戦略特区において設けられる区域会議は、大きな都市計画権限を持ち、いわば「ミニ独立政府」（竹中平蔵）といえるが、ここでは、開発企業が、自由に事業を提案、迅速に事業化していくためのしくみになっている。

区域会議は、大企業による都市計画の乗っ取り、大企業の「ミニ傀儡政府」といえるものである。

### Ⅳ 破壊される くらし・地域・民主主義

以上のような、アベノピックス都市再生によって、住民のくらし・地域・民主主義は、かってない、著しい破壊を被っている。詳しくは、拙著『再開発は誰のためか』の参照を願うとして、ここでは、若干、例示するに止めておく。

#### 1 そのけ、そのけ、道路が通る

この図は、一例として、防災を目的とした特定整備路線によって、おびただしい住民が

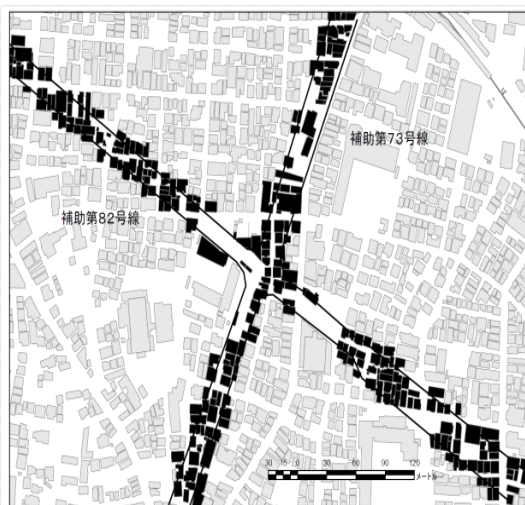


図1 特定整備路線によりなぎ倒される住宅

立ち退きを迫られている状況を示したものである。このほか、都市計画道路による商店街、大学を含む教育施設の分断、緑地・水脈の破壊等、枚挙にいとまない。

## 2 再開発が人を食い殺す ——追い出される住民

この表は、再開発が、住民追い出しに帰結することをものごとっている。

表1 権利者別残留率

	従前	従後	残存率 (%)
土地所有権者	2,955	1,743	59.0
借地権者	1,018	619	60.8
借家権者	2,259	439	19.4
計	6,286	2,820	44.9

資料：『日本の都市再開発 7 市街地再開発事業の全記録』（全国市街地再開発協会、2011年）から作成。

## 3 ふみにじられる民主主義

◆道理なき、道義なき都市計画の進め方

いま、強引にすすめられている外環は、住民の大きな反対の声におされ、長い間凍結されていたものだ。それが、石原都政の下で息を吹き返した。大深度地下方式で整備するので、地上には迷惑をかけないという石原元都知事の約束によって住民は渋々うけ入れた。しかし、その後、東京都は、その約束を反故にし、地上部の整備も開始した。練馬区内では、すでに工事が始まっている。

いま、2020年を目標に、いま全都にわたり、ファッション的にすすめられている都市計画道路整備は、そのほとんどが、70年前、戦災復興計画として決定されたものだ。しかも、正確な図面さえない。信じがたい暴挙がまかりとおっているのだ。

再開発もほとんどが、開発企業がとりしき

っている。行政は、企業の後ろに隠れ、住民に、説明する能力さえ失っている。

◆崩壊する都市計画における「公共性の常識」——「異次元の公共性」

都市計画は、「選択と集中」により、その理念、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」（都市計画法）を放棄してしまっている。また、会社施行第二種再開発（用買方式）を創設し、企業に収用権を認めるまでにいたっている、等々。

経済の国際競争力強化が、くらしの環境の向上に優越する、「異次元の公共性」が都市計画を支配しているのである。

## 結び—住民主体のまちづくりにむけて

企業主権の都市開発から住民主権のまちづくりへの転換がめざされなければならない。アベノミクス都市再生を、最大限、押しとどめることが差し迫った課題であるが、それにかわる新たなまちづくり方法論が模索されねばならない。筆者は、都市計画の意味論的転回をめざす、「場のまちづくり」を提唱している（『場のまちづくりの理論』日本系評論社）が、それを十全に実現するには、それに適合的な、「もう一つの経済モデル」の探求が不可欠である。これからの、筆者の課題である。

〔付記〕下記の拙稿を合わせて参照いただきたい。

1. 『再開発は誰のためか—住民不在の都市再生』（2016年10月、日本経済評論社）
2. 「東京再開発フィーバーの危うさ 暴走する「アベノピックス」」『経済』（2016年11月号）
3. 『豊洲新市場・オリンピック村開発の「不都合な真実」 東京都政が見えなくしているもの』（自治体研究社、2017年3月）

## 主催者挨拶

鶴田満彦

（政治経済研究所 代表理事）

春酣というよりも初夏に近い時季、他にもさまざまなイベントがある土曜日に公益財団法人政治経済研究所の本年度第1回の公開研究会にご出席いただきありがとうございます。このような立派な会場を提供くださった明治大学当局ならびに紹介の労をとられた山口孝名誉教授に感謝いたします。

政治経済研究所は、戦時中に設立された東亜研究所の後継組織として、1946年に創立

された財団法人ですが、2011年には内閣府の認可を得て公益財団法人に組織替えし、社会の多くの人々に公益を提供する事業を行うこととなりました。今日の公開研究会も、そのような公益事業の一環として行われるものです。

さて、今日は、私たちの誇るべき同僚の一人、当研究所主任研究員で都市設計論の専門家、埼玉大学名誉教授でもある岩見良太郎さんにご登場いただいて「危うさの中の暴走—アベノピックス都市再生—」というテーマでお話しいただきます。「アベノピックス」というのは、2012年末以来の第二次安倍政権の経済政策、いわゆるアベノミクスの後半部分にオリンピックを挿入した岩見さんの新造語です。アベノミクスは、ご承知のように、量的・質的な超金融緩和政策、機動的な財政政策、成長戦略の3つの部分からなっているわけですが、金融政策は、日銀が既発国債の約4割を買い占め、ゼロ金利、マイナス金利を導入しても、目標とした2%の消費者物価上昇は実現しない。財政政策は、一方では消費税の5%から8%への引上げを行い、数年後には10%への引上げを予定し、他方では軍事費の拡大や法人税の減税をやろうと言うのですから、国民は生活不安が先立って消費行動において萎縮せざるをえない。安倍首相が最後の望みを懸けたのが成長戦略で、これは、新自由主義的な規制緩和、労働の多様化・柔軟化、農業改革等を通じて国内投資を盛り上げ、経済成長を促進しようというものですが、曖昧藻掻くとしていて、中身がはっきりしない。そこへ突如として舞い込んだ安倍首相にとってのグッド・ニュースが、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催決定だったのです。オリンピックを錦の御旗として国と都と民間大規模ディベロッパーが一体となって東京の大規模再開発を推進することが、アベノミクス成長戦略の重要な一環となりました。

オリンピック由来の東京再開発と交錯しているのが、1999年の石原元知事の誕生以来進められてきた築地市場から豊洲新市場への移転計画です。これは、豊洲市場用地約37haを東京ガスから約1900億円で買い上げ、そこに1000億円程かけて建物を建設し、老朽化した築地市場を解体してその跡地約23ha

を約3500億円で売却して収支をバランスさせようという計画ですが、問題は、豊洲市場用地は東京ガスが長年石炭や石油を燃やしてガスを製造してきた跡地なので、ベンゼンやシアンなどの有害物質によって汚染されていることです。本来ならば、環境・公害問題にはPPP原則（汚染者が支払う原則）があって、たとえ土地売買契約の後であっても、東京ガスが汚染除去費用のすべてを支払うべきなのですが、2011年3月に締結された都と東京ガス側との協定で東京ガス側の負担限度は78億円となっていて、いわゆる瑕疵担保責任を免除しているのです。都は、約850億円の費用をかけて汚染処理をしたとのことですが、豊洲新市場の地下には約束の盛り土が作られておらず、今年1月以降の地下水調査では基準の数十倍、場合によっては数万倍といった有害物質のベンゼンやシアンが検出されていて、東京都民の食に対する不安が高まっています。

石原元知事は、「安全と安心は別だ」といった詭弁を弄していますが、「安全でないものには不安を抱く」という都民の素朴な心情の方がはるかに健全です。

豊洲移転問題で明らかになったのは、大企業や都の行政幹部が仕組んだ築地から豊洲への市場移転は汚染土地を売り抜いた東京ガスに莫大な利得をもたらしたということです。都議会において石原元知事らに追従して豊洲移転を推進してきた自民党、公明党も責任を免れることはできません。築地という超一等地の売却が将来行われるとすれば、これまた秃鷹ディベロッパーの格好の餌になるでしょう。都民不在、市民不在の地域開発や再開発は、必ず大企業や行政幹部の食い物になってしまうということを歴史と現実を示しているように思います。

今日の岩見さんのお話は、アベノミクス、オリンピック、区画整理、豊洲移転、市民主導の町づくりといった諸問題が多元連立方程式のように絡みあっている複雑な事情を解き明かしてくれるものと思います。私も切実な関心をもって聴かせていただきます。発表の後にはフロアを含めて活発な議論が展開されることを期待します。

公益財団法人政治経済研究所 現代経済研究室研究会

# タックスヘイブンとオフショア金融の研究

## 坂本 暉正

(さかもと・てるまさ 政治経済研究所・評議員)

### I

本稿は、2017年5月29日に行われた公益財団法人政治経済研究所現代経済研究室主催の研究会における、研究報告の要約である。

タックスヘイブン (TH) とオフショア金融の税金回避で蓄積された資金総額は、5,000兆円もの膨大な額に達すると推計される。THは文字通りの税金回避地であるが、オフショア金融は、ロンドン・シティとかウオール街など、自国内に存在しながら自国の法律や金融規制の及ばない Offshore を創設し、外国投資家が様々な金融取引を行い、稼いだ利益がゼロか低税率で課税されることを指す。ここには、複雑なデリバティブの他、麻薬、賄賂などやマネーロンダリングの不正闇資金が集まる。

両者は、ゼロか低税率でかつ秘密・秘匿を最大の特徴としており、そのために、沢山のペーパーカンパニーを作り、その真の所有者と資金量を秘匿し、税金を逃れて蓄積されるのである。両者は昔から存在していたが、1980年代以降の新自由主義による金融規制緩和と共に爆発的に増えて、税金逃避した膨大な資金が蓄積し、これまでの歴史になかった現代資本主義の底知れない秘密の闇であり、無視

できないブラックホールとなっている。

今回、アップルの税金回避のスキーム(枠組み)を2013年5月の米国上院調査報告書と同公聴会議事録、及びアップルの年次報告書を詳細に分析した。これまで、アップルがどの国でいくら税金逃れをしているか、また日本の税逃れはどうなっているかなど、十分に解明されてこなかったが、今回それを明らかにした。

アップルは、全世界の売上を、南北アメリカ大陸とそれ以外の外国に2分割している。南北アメリカ大陸の売上・利益は米国アップル本社に集結し米国の税法に従って、おおよそ、税引き前利益に対して25%前後の納税を行っている。連邦税率35%からすると低いが、研究開発や雇用等の税制優遇を受けた結果と思われる。

一方で、問題なのは「外国分」である。表1の通り、売上・利益ともにアイルランドの子会社(主要4社)に集めて、1.2%~6.2%程度、2016年度でも5.8%の納税に過ぎない。つまり、税金回避しているのは米国ではなく、「外国分」なのである。

ティム・クックCEOは、米国上院公聴会(2013/5/21)で「われわれは確かに米国の外側では低い税率を享受している。しかしこの税

表1 南北アメリカ大陸を除く「外国分」の利益/納税

年次	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
税引き前利益(億ドル)	44	130	240	368	305	336	476	411
税充当金(億ドル)	1.59	1.6	6.0	7.1	11.3	14.9	29.4	21.4
税負担率(%)	3.6	1.2	2.5	1.9	3.7	4.4	6.2	5.8

(注) アップルの各年次報告書から作成

率が適用されるのは、米国内ではなく米国外で売った製品（の利益）だけだ」と、証言している。

次に、日本でどれくらい税逃れしているか。アップル年次報告のセグメント情報の営業利益から法人税率を30%として試算推計すると、表2の通りである。この5年間は、年々凡そ2,000億円前後の法人税が回避されていると推計できる。

さて、アップルの税回避スキーム（枠組み）も諸説あり曖昧であったが、明確になった。アップルは、米国の税法規定と、アイルランドの税法規定の抜け道を巧みに組み合わせ、次の4つのマジックを創案し税逃れスキームを構築し、「外国分」の利益に対して極端な低税率（表1）の納税を実現している。

**マジック1**—— 子会社を課税上消し、どの国からも課税されない無国籍子会社を実現。

アップルはアイルランドに4つの子会社（図1）を設立しているが、4社は、米国とアイルランドの両国の税法上どちらも非課税扱いとなり、課税を逃れている。米国税法では「本店所在地主義」であるので、この4子会社は米国税法が及ばない。一方で、アイル

ランドでは「管理支配地主義」という特殊な基準をとっており、4子会社はアイルランド国籍であるのに、米国で取締役会開催や会社帳簿の作成保管など管理支配地が米国であると認定され、アイルランド税法では非居住法人（外国法人）、非課税となっている。結果、4子会社は課税上、どの国にも属さない無国籍企業となっている。

**マジック2**—— 4子会社を支店（内部取引）として消し、米国のTH対策税制（CFC規制）を免れる。

CFC（Controlled Foreign Company）規制とは、TH国の海外子会社に利益を移し、米国本社の課税を免れることを防止する規制であり、TH国の子会社は米国本社で合算して課税される。しかし、この規制では、子会社が、TH国であっても事業を行っていれば合算課税を逃れられ、抜け道となっている。

さて、米国税法では、「チェック・ザ・ボックス」と呼称される、子会社を単独で法人課税するか、子会社を内部取引として子会社を消しその出資者に課税するか、選択できる

表2 日本の売上・利益と納税額の試算

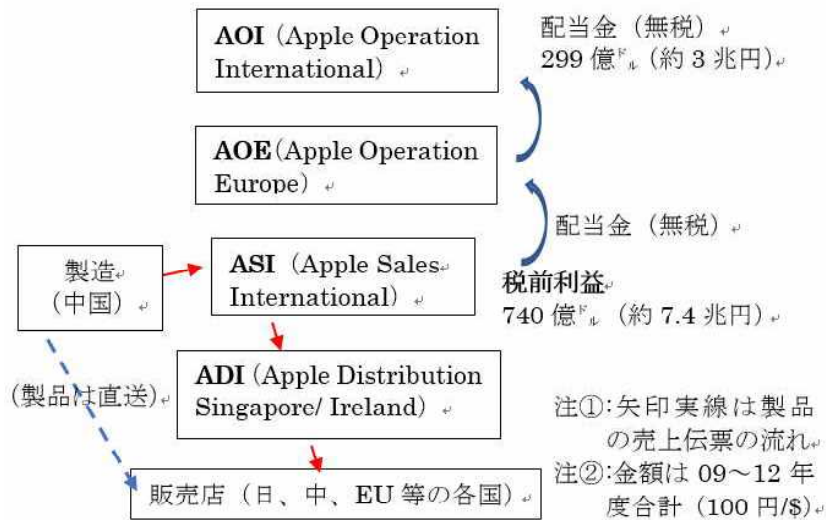
年次	2012	2013	2014	2015	2016
売上(億ドル)	105.7	137.8	153.1	157.1	169.3
売上 日本円(兆円)	1.2	1.5	1.7	1.7	1.9
営業利益 <sup>*1</sup> (億ドル)	58.6	66.7	69	76.2	71.7
営業利益 日本円(億円)	6,446	7,337	7,590	8,382	7,887
税率30%と仮定 <sup>*2</sup> (億円)	1,811	1,930	1,943	1,995	1,909

(注) アップルの各年次報告書から作成。

\*1 課税利益は不明。連結営業外収支が利益であり営業利益より大きいと推定できる。

\*2 日本の法人税率を30%とし、各年度の外国分納税率（表1）を差引いて試算した。

図1 「外国分」の利益を集めるアイルランド子会社4社のストラクチャー



ルールがある。アップルは4社をチェック・ザ・ボックスの「内部取引」(支店扱い)として選択しており、ASIが中国に生産委託して低価格で仕入れ、ADIを通じて顧客に高価格で販売しているの、4社はTHのアイルランド国籍ながら事業実体があると認定され、4社はCFC規制を免れ、膨大な「外国分」の利益が米国合算税制から逃れている。

**マジック3** —— R&Dコストシェアリング契約によりASIに外国の利益を集中。

AOEとASIがアップルとR&Dコストシェアリング契約を締結し、販売国で生まれた利益を課税無国籍のASIに集中する根拠を与え、どの国からも課税されない。

**マジック4** —— R&Dコストシェアリング契約により各国の移転価格税制を免れる。

移転価格税制とは、子会社の商品価格(例えば、ASI⇒ADI⇒販売店)は親会社が自由に設定できるので、販売国において高い輸入価格であれば、販売国では課税利益と税収は少なくなる。この対策として、販売国の税務当局は輸入価格が不当に高い場合、高価格を否認して税収増加をはかるが、参照する基準価格が高い場合や存在しない場合否認する根拠がない。ASIは高い利益をとって各国に高価格で販売しているが、全世界に共通の高価格を徹底しているの、各国税務当局は否認できる根拠がない。

こうして4つのマジックを使いASIに集めた莫大な販売利益を、第1のマジックによりAOE、AOIに無税で配当する。アップルは2013年に配当や自社株購入等の株主還元にあたって、1,600億ドル(約16兆円)もの資

金を保有していたが、アイルランドの税逃れ資金を使えないために、社債170億ドル(約1.7兆円)を発行し資金調達したのである。15年にも日本で約2,000億円起債したという。

アップルには後日談があり、2016年8月30日にEUは、税金回避額はEU競争法上不当な補助金に該当するので、アップルに対して130億ユーロ(約1.5兆円)の追徴課税するようにアイルランド政府に指令を出し、現在係争中である。オバマ政権は翌31日に指令は違法であると反発し、米財界(ビジネス・ラウンド・テーブル)は、EUから投資資金を引き上げる力があるとEUを脅している。

日本国民はマジックだけでなく、アップルの本物の魔法の虜になっている。アップルのシェアは全世界が凡そ18%程度なのに、日本は69.1%(13年9~11月調査)とダントツである(16年では52.4%に低下)。アップルは機器も自前で生産し丸儲けであるが、Google(Android)は機器は各国のメーカーが開発生産しており、雇用・R&Dなど各国の経済に貢献している。日本国民はもっと、税逃れのアップルに納税を果たすように厳しい購買行動を示してもよいのではないか。

## II

アップルの他にGoogle、スターバックス、バナナの事例を紹介した。Googleでは、アップルと同様に世界を2分割し、米国には20%前後の納税を行いつている。しかし、「外国分」には、2%程度の納税であり、アイルランドに2社の子会社、オランダに1社の子

会社を設立し、有名な DIDS (Double Irish with a Dutch Sandwich) スキームで無税化を図っている。英国下院の公会計委員会が追及され、英国では妥当な納税政策を取ると発表したが、仏からも追及を受けている。

スターバックスは、英国下院の公会計調査委員会の調査により、1998 年以來 14 年間に、売上 31 億ポンド (約 4,200 億円) に対して、法人税は、僅か 860 万ポンド (約 12 億円) 0.28 % に過ぎないことが明らかになり、抗議の市民運動が広がり、自主的に納税した。

バナナの事例は、「公正な税制を求める市民連絡会」(2016 年 10 月 29 日) で紹介された。英国で 1 ポンド (約 140 円) のバナナが、原産地国と消費国・英国ともに、課税利益は 1 ペンス (約 1.4 円) に過ぎない。流通の過程で、様々な名目の使用料が、例えば、ケイマン諸島 (購入手数料 8 ペンス)、バミューダ諸島 (運送 17)、マン島 (保険料 4)、ジャージー島 (管理料 6)、アイルランド (ブランド料 4)、ルクセンブルグ (金融サービス 8) 合計 47 ペンスが課されている。原産地輸出価格 13 ペンスに対して英国の輸入価格は 60 ペンスに達する。多数の TH 国を経由して無税の搾取が起きているのである。バナナは庶民の日常食品に TH が巧みに組み込まれて衝撃的であったが、他の食品に類似の TH スキームが組み込まれていないか、背筋が寒くなる。

Microsoft や Facebook、シスコ (通信ネットワーク機器) ファイザー、Amazon、イケアなども TH の例外でなく、多くの米国始めとする多国籍企業の税金逃れが放置できなくなっている。

### III

紙幅に余裕がなくなってきたので、ごく要点に絞りたい。

タックスヘイブンの主要 Key Player は、3 つ。第 1 は、税金をコストとみなす株式市場の圧力に押されて、税金コスト削減に走る経営者 (合法なら実行しなければ首になる)。第 2 が、各国の税制の抜け穴を巧みに組み立てて税回避スキームを作る国際派専門家 (弁護士、会計士、税理士)。経営者の依頼で作る段階時代から、今や高収益ビジネスとして自らスキームを創案して、積極的に売り込む、主犯になりつつある。逆に、TH 阻止研究者は無報酬である。第 3 は、銀行である。資金移動やプールなど銀行の協力なしには TH は実現しない。

これら 3 者は、各人の個人的倫理や道徳に期待できない。故に、法律の整備と適切な規

制がないと、TH 阻止はできない。

上記の主要 Key Player に加えて、ゼロまたは低税率の国と税法の抜け穴の 2 つが TH のベースにある。TH 各国も税法の抜け穴も、企業誘致や移転阻止のために税金引下げ競争に陥った結果であり、この競争は、囚人のジレンマで示される、どん底レース Race to the bottom となり、どの国も税収不足、代替の間接税強化で貧富・格差拡大を生むのである。

税金の「どん底レース」の歯止めは、各国が国際協調することであるが、現在、OECD 主導で BEPS (ベップス: Base Erosion Profit Shifting 税源浸食と利益移転) プロジェクト (15 項目の行動計画) が進行中であり、16 年 7 月で米国の参加はないが、85 か国の参加があり、成果に期待したい。

### IV

解決の糸口を数点に絞って示したい。税法の抜け穴には、二重課税阻止とその租税条約が、立法趣旨や条約の意図に反し、逆に「二重非課税」の役割を演じている。抜け穴のない立法措置と条約濫用防止とともに、租税法の逐条的厳格解釈を抜けて、立法趣旨に照らした税法解釈を容認されるべきである。すべての事項を法律に書き込むことは不可能だからである。

より根源的には、企業とは何か、税金とは何かを根源的に問い、明確にすることが今求められている。新自由主義の宣教師によって、市場原理主義がはびこり、強い資本をより強くし、雇用の質を劣化させる政策とともに、「企業は株主のものである」、「企業価値最大化経営」とか、あるいは「税金は頑張って成功し稼いだ人への罰金である」などが米国から世界に流布させられ、日本でも、その理念を実現する会社法制度や市場制度が進められている。

企業は決して株主のものではない。企業は誕生すると人間と同様に、株主とは独立した経済的な活動の権利義務の主体であり、社会の各ステークホルダーの利害を調整し、社会的責任を負う社会的存在であり、社会の公器である。株主の権利は極めて限定的であり、企業の個々の財産を処分したり使用したりはできない。それは、経営者選任等の総会議案の投票権、利益配当権、残余財産分配権に限定されたものに過ぎないのである。

税金は、決して企業のコストではない。企業の投入総コストを差引いた最終利益に対して、負担能力に応じて負担するという応能の原理により、課税されるのであり、コストで



はない。

税金の本質は、文明社会維持の経費の負担であって、企業は社会で営利活動によって得た利益に対して応能原則に従って経費負担すべきものである。税金回避は主権侵害であり、また、社会インフラのただ乗り Free Rider であり、犯罪であることを共有したい。

ここで、高額納税者表彰、勲章授与と制度の創設を提案したい。税金は社会維持費用の負担であり、社会還元・貢献であって、負担の公平のために強制徴収であるが強奪ではない。納税者には社会的に感謝を示すことが重

要であり、誰にも感謝もされないで取ら（盗ら）れた、というのでは、納税意欲も湧かない。企業の業績評価に、利益だけでなく、納税貢献を入れて、高額納税企業と経営者を表彰すべきであり、勲章授与もすべきである。

最後に1点。そんなに税金を払いたくないなら、事業を北極か南極で白熊やペンギン相手にやったらよかろう。生きて生活している人間が住む社会でないと稼げないことを知るであろう。

2017年度第1回 定例研究会 金融問題研究室研究会 合同研究会

## 近年における中国シャドーバンキングの変化

### 孫智

(そん・ち 政治経済研究所 研究員)

中国のシャドーバンキングは成長してきたが、2015年に成長のスピードは緩かとなった。国際的信用格付機関 Moody's のレポートによると、2015年に中国のシャドーバンキング総額は53兆元となって、前年度より30%増加した。2015年にそれは銀行貸出資産の58%、総資産の28%となっている。

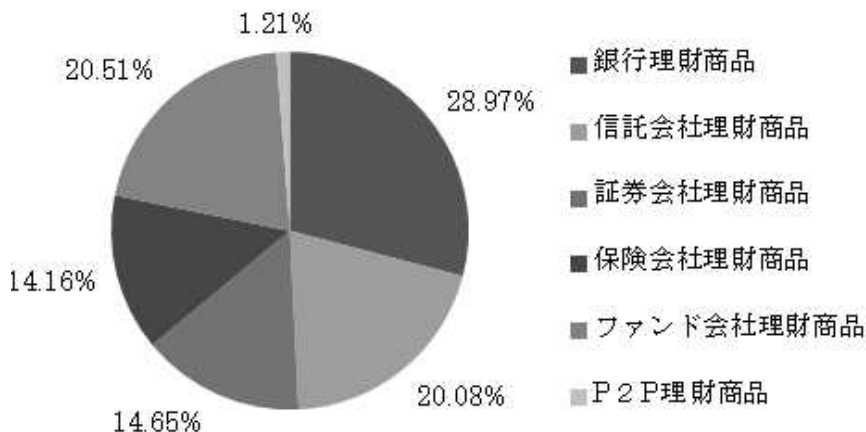
なお、林采宜(2016)の研究によれば、2015年末に中国の金融機関及び独立FPのシャドーバンキングの総資産規模は81.18兆元(約1217.7兆円)となっている。これらはいずれ

も理財商品と言われる。その内訳は図1のとおりである。

2015年の中国の理財商品市場分布を見ると、基本的に2014年の態勢を維持している。銀行理財商品と信託理財商品が、約半分の市場シェアを占めている。

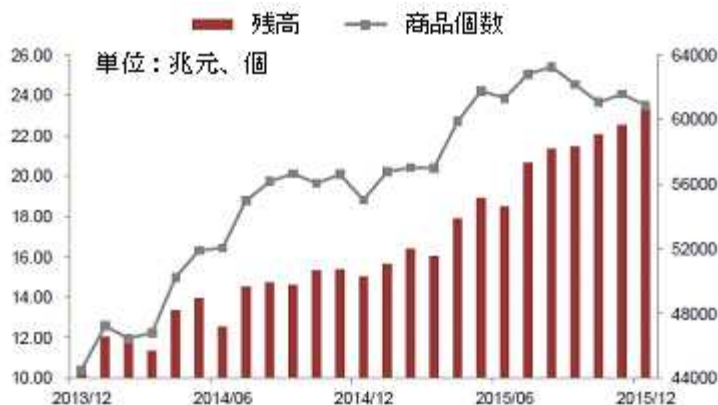
中国の銀行理財商品は2003年に生まれて以来、継続的に高度成長を遂げてきた。2015年から成長が緩めになったにもかかわらず、2014年には56.46%も伸びた。したがって、中国のシャドーバンキングを研究する場合

図1 2015年中国理財商品市場分析



(資料) 林采宜「80兆元中国理財市場全景図」財経網、2016年5月21日

図2 銀行理財商品数量と残高金額推移表（単位：兆元）



（資料）中央国債登記結算有限責任公司  
 全国銀行業理財信息登記系統『中国銀行業理財市場年度報告』  
 2016年2月25日

は、銀行理財商品が最も重要な研究対象となる。

本稿では、中国金利自由化を背景として、中国銀行理財商品の過去を振り返るとともに、最近の変化、現存の問題点を明らかにして、今後の課題について建設的な解決案を提示したい。

## I 中国の金融改革と銀行理財商品の足取り

### 1 中国の理財商品の概述

中国の銀行理財商品は2003年に銀行から始まった。2015年末の残高は23.5兆元に達し、その額は同年末の居住者銀行預金残高の55.2兆元（約828兆円）の42.57%、すなわち預金残高の約半分となっている（3）。歴史的にみると、政策の変更により、理財商品は時期的に3段階に分かれる。すなわち、2004年から2007年までは投資商品を充実する時期、2008年から2013年までは金融監督を回避する時期、2014年以降の資産管理方式への切り替え期と区分できる（4）。また、2016年の銀行理財商品は預金の代替性が弱くて、資産管理機能が強化されるという特徴があらわれている。銀行理財商品の数量と残高の推移は図表2のようになっている。

理財商品については、明確な概念規定はないが、資産管理商品（ウェルス・マネジメントプロダクト）であるといえる。これには

中国的な特徴もある。

### 2 理財商品が生まれた原因

理財商品形成のおもな原因として、住民投資資産の増加と収益追求意欲の増高、金融抑制と金利規制、金融規制の回避、資本制約と資本充実率改善などが挙げられる（5）。

中国の理財商品は三段階を経て、現在に至っている。2014年を経て、2015年の中国の理財商品は、銀行改革過渡期の特徴が大幅に減退して、資産管理の特徴がさらに浮上している。

### 3 理财商品の特徴

#### ◆商品種類雑多

中国の理財商品には一般の資産管理商品の特性もあるし、中国独特な経済環境に適応するために、中国独特の特徴もある。商品の種類は多い。顧客のニーズにマッチするものとなっている。

図3は銀行理財商品の種類を示している。

#### ◆銀行の主幹商品

銀行理財商品は銀行の主要商品として存在している。2015年に414行の銀行が理財商品を発行した、都市部の銀行が大部分を占め、農村部の銀行を入れると、36.67%の銀行が理財商品を発行している。理財商品の年末残高は23.5兆元（約352.5兆円）となっており、全国銀行業の総負債の12.7%となる。理財

商品および手数料などの収益は銀行に対する収益貢献率は 15.8 % となり、引き続き増加する傾向となっている (6)。

◆鋼性兑付

銀行理財商品はオフバランス商品である。銀行は資金仲介機関であるが、銀行は政治などの要因を考慮して、リスク商品を開発する際に、リスクを濾過するために、部分的にリスクを銀行に移した。銀行理財商品は 2003 年から登場して、2016 年現在までに至るまで、未払い事件は発生しなかった。この現象を鋼性兑付 (実質的な支払保証) と言う。

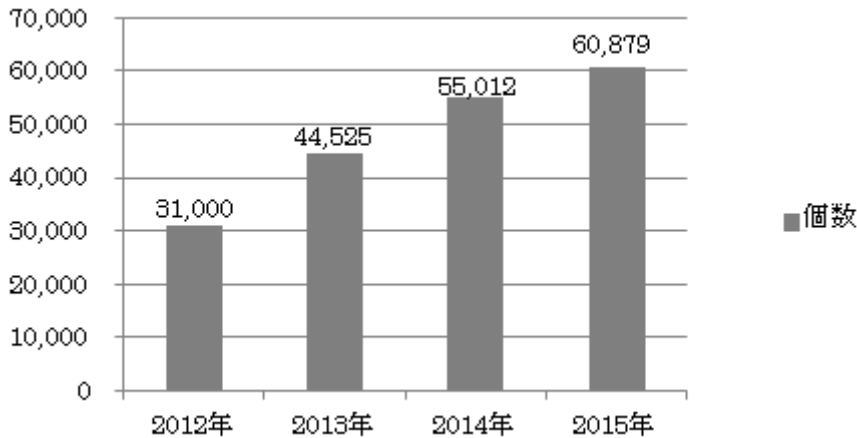
◆「資金プルー資産プルー」運営モデル

「資金プルー資産プルー」運営モデルとは、商品の両側—投資と運用を分離して、各自にプルーを構築する運営モデルである (図 4 を参照)。資金プルーは、投資者の間の資金循環によって、そのバランスが維持される。投資が減少する場合は、運用商品を売却し、資金は資産プルーから資金プルーに還元される。なお、リスクは総合的に評定され、商品に分配される。

◆非標準資産の投資運用

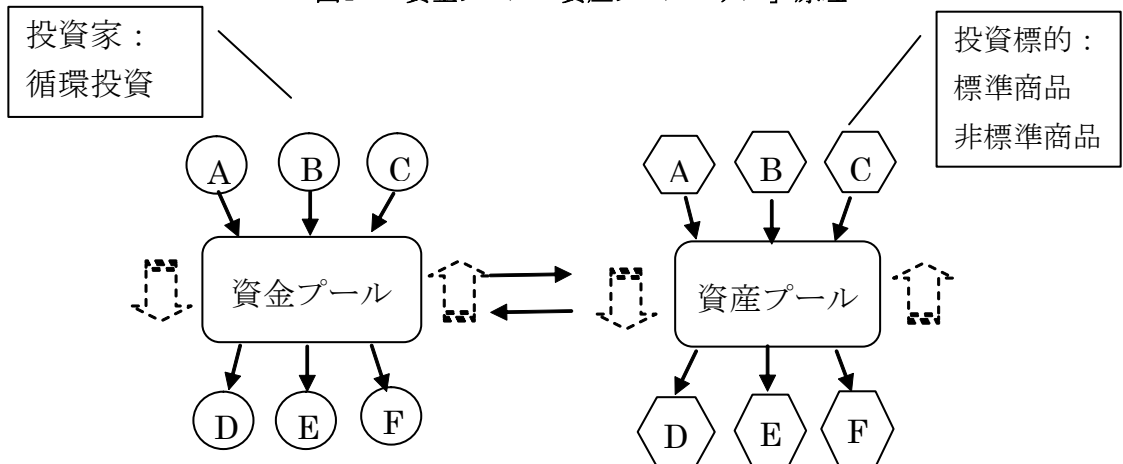
証券投資、株式投資は標準資産運用といわれる。それに対して信託の外観を借りた融資資産の投資、銀行を経由した中央銀行債券の投資などは非標準資産投資と言われる。銀行

図3 2012年から2015年末に存続している銀行理財商品種 (単位: 個)



(資料) 林采宜「80兆元中国理財市場全景」2016年5月21日

図4 「資金プルー資産プルーモデル」原理



(資料) 孫智の「中国の理財商品の形成と今後の課題」『千葉商大論叢』第53巻第1号参照

理財商品は、銀行の規制を回避し、市場より高リターンを追求するために、通常の標準投資商品の他に、非標準資産に運用される。しかし、リスクを計測するのが困難なために、日常の管理と適合者の販売などに問題がある。

## II 近年における 中国銀行理財商品の新たな変化

### 1 過渡性商品から資産管理性商品に変える 誘導政策

2013年以降は、中国政府が理財商品を資産管理商品に変えるように誘導している。

2014年7月中国銀行監督委員会は銀行の理財商品業務の組織について、独立事業部の設置を要求した。専門事業部は商品の独立開発を確報するので、リスク管理と各商品の特性を確保する面も有利になる。

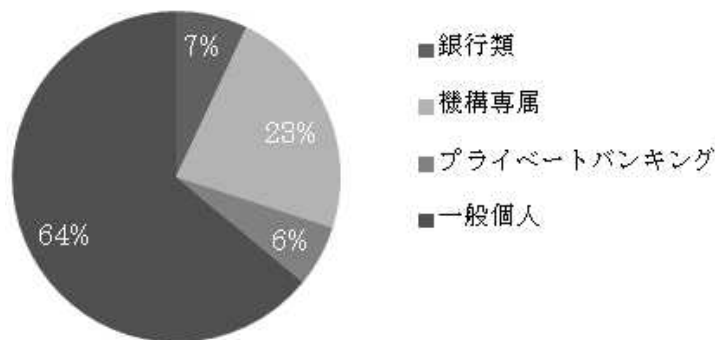
### 2 「資金プール—資産プール」運営モデルは 依然として主要な運営モデル

金融規制下においては、理財商品の開発は、差別化と特性化を進めることが実質上に困難である。顧客ニーズにマッチするカスタマイゼーションの商品を開発するために、一部の銀行は資金プール—資産プール運営モデルを採用した。「資金プール—資産プール」運営モデルの理財商品は銀行固定期間の理財商品に主要な運営方式である。同時に銀行監督当局は厳重注意する理財商品として、8号文件で、厳格に規定している。銀行は相変わらずこの運営方式を利用し続ける。

### 3 新金融形態の理財商品の影響

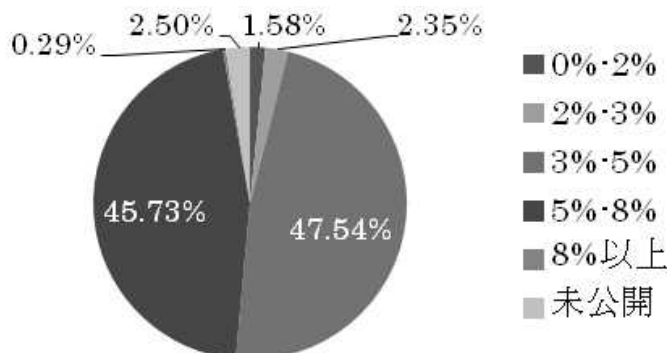
中国の現在は金利自由化がまた最終的に完成していない、低預金金利があるものの、最近、新たな金融形態も生まれている。インターネット銀行などのFinTechベンチャー企業が預金市場に参入してきて、短期預金金利は迅速的に上昇し、規制金利制度に依存して、

図5 理財商品の投資家分類市場シェア



(資料) 林采宜「80兆元中国理財市場全景」2016年5月21日

図6 銀行理財商品収益率分布



(資料) 中央国債登記結算有限責任公司、全国銀行業理財信息登記系統  
『中国銀行業理財市場年度報告』2016年2月25日

高収益を獲得する理財商品はすでに利益が減少している。長期に見ると、金利自由化が進展していることは間違いない。理財商品は、投資運用サイトのリスクを顧客に移さず、資金調達と運用期間の相違で利益を獲得する経営モデルを続けることが不可能となる。

#### 4 理財商品市場のシェアの改変

中国の理財市場シェアは、2013年から株式会社銀行がスピードを出して、高度成長させてきた。大型国有銀行の成長は鈍くなっている。これは中国の金利自由化と理財商品のインフラ建設が関係していると考えられる。大型商業銀行は標準資産運用を中心に理財商品を開発したが、金利自由化の進展によって、収益率は低下し続けてきた。株式会社銀行は非標準資産の運用などを積極的に推進し、高収益率と、良い公開制度を採用しているから、投資者に納得させやすい。

#### 5 投資者の改変

従来の理財商品の投資家は、銀行預金者から移転してきたので、個人投資家を中心にしてきたが、近年、大きな改変が発生した。図表5に表示されているように、2015年に一般個人投資家の他に、プライベートバンキング(6%)、銀行類の投資(7%)と機構専属投資(23%)がある。

#### 6 理財商品収益性の下落

理財商品は預金よりも収益性が高いから、投資家に選択されたが、2015年の金利自由化と理財商品市場進入規制の緩和によって、競争が激しくなり、収益は低下し続けてきた。図表6に表示されているように、3%–5%金利の理財商品は47%のシェア、5%–8%金利の商品は45.73%のシェアを占めて、両者を合わせて、銀行理財商品の92.73%の金利は8%以下となっている。しかし、市場に全体の金利水準は2014年から下落傾向となっている。

### Ⅲ 中国の理財商品の展望と課題

中国の理財商品は、預金移転に対する対応策として生まれたが、金利自由化の完成により、歴史的に存在の必要性がなくなると信じられているが、近年の発展状況によって、ウェールスマネジメントの本源に切り替えら

れている。金利自由化の進展により、利ザヤ幅が縮小して、理財商品の発展スピードが落ちてきているが、新たな道を探求し、理財商品の将来が模索されている。

その方向性には、以下の4点にまとめられる。

1. 理財商品は固定収益商品より、エクイティ商品あるいは半エクイティに転化
2. 高エクイティ化と資産管理商品化
3. 外部委託商品化
4. 運用サイドは運用対象が拡大、多様化

#### 今後の課題

旧式の理財商品は、金利利ザヤ幅の縮小により、運営困難が生じている。今後、金利自由化の推進により、さらに運用が厳しくなる。つまり、理財商品には利ザヤの幅の縮小による収益下落の問題が生じている。

また、新型の理財商品は、技術の進歩による、インターネットを利用して、早くスピードで広がっているが、リスク管理と監督の困難の問題が生じてきた。P2P(peer to peer lending、インターネットを利用し、貸出者と借入者の間に仲介)理財商品は2015年に400%を成長したが、これには不払いと詐欺問題などが多発している。

なお、証券化の方式を利用した理財商品が、ファンド子会社の型で、2015年に130%を成長した。P2Pの次、成長率は二番目となっているが、これが証券化バブルを引き起こすだろうか。

注：

1. 張媛、王鵬、崔西強、梁峰康、張慶旭「FSB 発布 2015 年全球影子銀行観測報告」『金融発展評論』2015 年 12 期、65 – 70 ページ。
2. 林采宜「80 兆元中国理財市場全景図」財経網 2016 年 5 月 21 日。
3. 住民預貯金額は人民銀行 HP の統計データより取得。
4. 福光寛「中国の銀行理財についての規制(2015 年 1 月)、殷劍峰「中国理財商品市場発展と評価」(2017 年 7 月) 44-46 ページを参照されたい。
5. 理財商品形成の要因については、孫智「中国の理財商品の形成と今後の課題」『千葉商大論叢』第 53 巻第 1 号論文 315-319 ページを参照。
6. データは中国銀行監督委員会「2015 年年度報告」。中国銀行監督委員会 HP。

公益財団法人政治経済研究所 設立70周年連載企画

## 政治経済研究所と私

齊藤 壽彦

(さいとう・ひさひこ 政治経済研究所理事)

1970年8月に国家独占資本主義研究会が発足した。同研究会の中心的メンバーであった北田芳治先生が東京経済大学教授就任後も財団法人政治経済研究所の研究員の仕事を継続していた関係上、同研究会は同研究所で研究会が開催されることとなった。当時、同研究所は新宿区山吹町の牛込マンションの1室にあった。同研究会の成立については北田芳治「相田君と現代日本経済研究会」(『社会志林』第59巻第4号)を参照されたい。

1970年3月に慶應義塾大学大学院経済学研究科修士課程を修了して、同課程の研究生となっていた私は、発起人から会員募集依頼を受けた慶應関係者の勧誘を受けて、発足当初から国独資研に参加した。1971年4月に慶應大学大学院商学研究科博士課程に入学した後も引き続いてこの研究会に参加した。爾来、私は半世紀近くにわたって政治経済研究所に関係していることになる。

様々の大学関係者や東京都の職員などが国家独占資本主義を中心として自由に討議を行ったこの研究会は、日本経済の現状を中心に研究を行うようになり、現代日本経済研究会と名称が変更されている。北田先生、相田利雄氏を中心とし、小宮昌平氏も参加するようになったこの研究会は、合宿研究会もしばしば開催した。これは楽しみでもあった。

現日研の共同研究の成果は共著の形で公表された。1973年に最初の共著として北田芳治編著『現代日本の国債問題』が刊行され、私もその中の1章を担当した。これが私の研究成果の最初のものである。『朝日新聞』が私の執筆した章を明解であると書評してくれたことは嬉しかった。同書の刊行が一因となって、私は1974年4月に千葉商科大学専任講師に採用された。他の共著者のうち、3人の大学院生(相田利雄・大石雄爾・野原光の各氏)も同年に大学専任教員に採用されているから、同書の刊行の意義はまことに大きかったといえよう。

その後も、現代日本経済研究会関係者は『現代日本の経済政策』、『貿易摩擦と経済政策』、『円高不況下の日本産業』、『成長するアジアと日本産業』という共著を刊行した。各執筆者は産業別に執筆を分担した。私はこれらの本の金融の部門を担当した。こうしたことによって我々は大学という枠を超えて学問的成果を世に問うことができたのである。

『円高不況下の日本産業』、『成長するアジアと日本産業』という共著を刊行した。各執筆者は産業別に執筆を分担した。私はこれらの本の金融の部門を担当した。こうしたことによって我々は大学という枠を超えて学問的成果を世に問うことができたのである。

現日研の共同研究は、1991年に『成長するアジアと日本産業』を刊行した後、参加者の多忙のために休止状態に陥ることを余儀なくされた。そこで共同研究の参加者に変更を加え、新たに政治経済研究所関係者を中心に対ASEAN直接投資研究会を発足させることとした。この研究会では私を代表者とする科学研究費補助金(国際学術研究)の申請を行い、これが1997、1998年度に交付されることとなり、これに基づき、海外調査を実施した。この共同研究の成果は『日韓台の対ASEAN企業進出と金融』として出版された。私は共編者となるとともに、金融等の章を執筆した。

2002年に同書が刊行された後に、政経研関係者の産業分野を超えた共同研究は行われなくなり、協同研究参加者は個別に、あるいは政経研の研究室ごとに研究するようになった。私は政経研の主任研究員、金融問題研究室の室長として研究を続けている。

政経研では『政経研究』という学術雑誌を定期刊行している。私は大学の紀要や学会誌に寄稿するだけでなく、『政経研究』に何本も論文を寄稿している。このうちの貨幣・金融に関する信認・信用についての論文は私の学問の根幹をなすものである。このような論文を書くことができたのは同誌への投稿を行うためには社会的意義を有する根源的問題提起を行うことが要請されたおかげであると考えている。金融の現状分析に関する論文も寄稿している。

このように私は政治経済研究所関係者と自主的な共同研究を行い、また政経研に関係する個別研究を行ったが、同研究所の受託研究にも参加した。その中で特筆すべきは小谷崇氏が中心となってセゾン生命からの委託を受けて実施した現代金融問題研究である。この

研究成果は1991～1992年に『現代金融問題研究会報告書』（上）、（中）、（下）としてまとめられた。同報告書の執筆には小谷氏、大石氏、私のほかに政経研関係者以外の日本の代表的な金融論学者が加わっている。この受託研究報告書は公刊されることはなかった。だが、この報告書では貨幣・金融に関する重要問題が検討されている。忘れられたこの報告書は、今日再評価されるべきものではないかと私は考えている。

私は1977年4月に千葉商科大学助教授、1983年4月に同大学教授に就任した後、2004年5月に政経研の理事を兼務するようになった。2016年4月に名誉教授になった後も現在に至るまで理事を務めており、政経研の運営に参画している。理事として、特に『政経研究』の編集委員長としてその刊行についての責任を果たすことに努めている。

私は同誌のNo.80（2003年5月刊）から編集責任者となったが、元編集責任者でNo.73からNo.97まで編集顧問を務めていた小谷氏

が当初実質的に編集に大きな役割を果たしていた。その後、私は合議制を重視し、編集責任者の名称を編集委員長に変更するとともに、編集方針の見直しを行った。だが、大学での経験が長い私は、昼と夜の生活が逆転する生活を行いながら自由に広範な視野から根源的な問題提起を重視する在野の天才的研究者である同氏から編集上學んだ点は多かった。

政経研関係者とのつながりを通じて私の社会や研究に対する視野が大きく広がった。これは今日の私の貴重な知的財産となっている。

大学を定年退職した現在、社会貢献を行うことがこれからの使命であると私は考えている。公益財団法人となって公益に寄与するという役割がますます重要となった政治経済研究所の活動にこれまで以上に注力していきたい。

## 研究所の動向（2017年1月～3月）

### 理事会

- 2月23日 第8回理事会 2017年3月定期提出書類（予算・事業計画）について／『政経研究』奨励賞選考委員案について／東京大空襲・戦災資料センター利用リニューアルについて／所員労働保険、ボランティアガイド・体験者のボランティア保険について／役員及び評議員の報酬並びに費用に関する支払基準改正について／6月理事改選について／その他
- 3月17日 第9回理事会 評議員会議題及び進行の確認／研究委員会から／その他

### 評議員会

- 3月17日 3月定時評議会 2017年度事業計画ならびに予算書について／「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定の改正」について

### 委員会等

- 1月10日 東京大空襲・戦災資料センター2016年度第9回運営委員会
- 2月28日 東京大空襲・戦災資料センター2016年度第10回運営委員会

- 3月13日 東京大空襲・戦災資料センター2016年度第11回運営委員会
- 3月28日 『政経研究』編集委員会

### 研究会・研究室

- 1月7日 霊名簿・被災地図研究会研究会、第60回研究会
- 1月22日 空襲被災者運動研究会、第13回研究会
- 1月27日～29日 次世代継承研究会 沖縄の博物館調査
- 2月5日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、第15回研究会
- 2月22日 現代経済研究室 研究会
- 2月26日 霊名簿・被災地図研究会研究会、第61回研究会
- 3月2日 公開研究会
- 3月25日 霊名簿・被災地図研究会研究会、第62回研究会

### 刊行物

- 2月1日 『東京大空襲・戦災資料センターニュース』30号
- 2月5日 『朝日新聞』早乙女勝元インタビュー「死者に代わり 戦争伝え続ける」

- 3月 『政経研究時報』第19巻第3号  
 3月10日 "Seikeiken Research Paper Series" No.24 原田健一「映像アーカイブを使った比較研究」  
 3月10日 井上祐子・山辺昌彦・小山亮・石橋星志・大堀宙『空襲被害を撮影したカメラマンたち—東京空襲を中心に—』(科学研究費助成事業「戦中・戦後の「報道写真」と撮影者の歴史学的研究—東方社カメラマンの軌跡—」2015年度研究成果報告書)  
 3月10日 井上祐子・山辺昌彦・大堀宙『戦中・戦後の記録写真Ⅱ—林重男・菊池俊吉・別所弥八郎所蔵ネガの整理と考察』(科学研究費助成事業「戦中・戦後の「報道写真」と撮影者の歴史学的研究—東方社カメラマンの軌跡—」2016年度研究成果報告書)  
 3月21日 青木哲夫「学童集団疎開(六)熾烈化する空襲、疎開延長・皇后の菓子・進学問題」『生活と文化』第26号所収。

### 東京大空襲・戦災資料センターの事業

- 2月25日～4月9日 2017第1回特別展「空襲被災者と戦後日本」来館者1300人  
 2月25日 特別展第1回講演会  
 3月4日 特別展第2回講演会  
 3月5日 「東京大空襲を語り継ぐつどい—東京大空襲・戦災資料センター開館15周年」  
 3月19日 特別展第1回映画会

### 研究所関連の報道・紹介

- 1月29日 『沖縄タイムス』「東京大空襲の被害者ら 記憶継承 沖縄で学ぶ」  
 2月24日 『読売中高生新聞』「下町に炎の嵐 東京大空襲」東京大空襲・戦災資料センター紹介  
 3月3日 『朝日小学生新聞』「燃える町を必死でにげた」早乙女勝元インタビュー  
 3月5日 NHK首都圏ニュース 「東京大空襲72年前に 語り継ぐ催し」  
 3月6日 『朝日新聞』「東京大空襲を語り継ぐつどい、反戦誓う」  
 3月6日 『読売新聞』「大空襲 児童が語り継ぐ」語り継ぐつどい紹介  
 3月6日 共同通信配信『日本経済新聞』他「東京大空襲「語り継ぐつどい」」  
 3月7日 『東京新聞』「民間の空襲被災者に

- 補償を 72年後の今なお救済法案ならず  
 江東・戦災資料センター 運動の歴史紹介する特別展」山辺昌彦コメント  
 3月7日 『朝日新聞』夕刊 「被爆前後の広島、くつきりと 米軍撮影9枚、高解像度化」小山亮コメント  
 3月9日 ヒロシマ平和メディアセンター長・岩崎誠『中国新聞』「潮流—「すず」の戦後は」特別展紹介 山辺昌彦コメント  
 3月9日 NHK BSプレミアム「昭和の選択 東京大空襲が生んだ悲劇の傑作—「噫横川国民学校」」山辺昌彦出演  
 3月10日 『毎日新聞』「東京大空襲72年 戦禍の記憶、後世に」特別展紹介 山辺昌彦コメント  
 3月10日 『朝日新聞』「火の海を駆けたあの夜を語るすぐに全ては伝わらなくても 東京大空襲72年」藤間宏夫紹介  
 3月15日 『朝日新聞』夕刊 「空襲救済遺志ここに 戦い続けた人生 江東区で特別展」大岡聡コメ